

② 三つの相続対策のアドバイスポイントを押さえよう

汎用性が高い生命保険で
どの相続対策にも対応税理士事務所SBL
税理士 八木正宣

遺

された家族が円満な相続を迎えるために、生前に検討すべき相続対策は三つに分類され

る。以下、それぞれの対策の考え方とアドバイスポイントについて解説する。

生命保険金という財産を確実に遺すことができる。

アドバイス③…分けやすい財産を遺す

対策1 遺産分割対策

〈考え方〉

被相続人の死後、相続人の中で遺産をめぐる争いが起きないように、事前に準備しておくことを目的としている。他の二つの対策は「相続税」に関する対策であるが、遺産分割対策は相続税がかからない人も含め、すべての人が検討すべき対策だ。

アドバイス①…遺言書を作成する

遺産分割対策は、被相続人が生前、自分の財産をどのように相続してほしいかを明確にしておくことが重要で、それは「遺言書」を作成しておくことでほぼ達成できる。遺言書には、自筆証書、秘密証書、公正証書の三つの様式があるが、より安全・確実性を求めるならば、公正証書遺言をお勧めしたいところだ。公証人が介在するので遺言書の有効性を争うことは極めて少なくなる。重ねて遺言執

行者を選任しておけば、相続人の不要な介入を防ぐことができる。

相続で受け取った保険金は遺産分割の対象外

アドバイス②…生命保険を活用する

ただし、遺言には法律上、厳格な要件が求められており、手軽にできるとはいえない。そこで、生命保険を活用した遺産分割対策がある。相続発生により受け取った生命保険金は、相続財産には該当せず、遺産分割の対象とはされない(ただし、相続税を計算するときには相続財産とみなされる)。したがって、特定の相続人に対し

また、遺言ではなく相続人間の協議による遺産分割や遺留分減殺請求に備えて、分けやすい現預金や保険金などの財産を遺しておくことも重要だ。相続財産が不動産のみの場合には、不動産を共有にする、売却して現金に換金し相続人間で分割するといったことになりかねない。

アドバイス④…生前贈与を行う

特定の財産を特定の相続人等に確実に遺したい場合には、あらかじめ生前贈与を行っておくのも有効だ。相続時精算課税制度を使った生前贈与は、一度に2500万円まで非課税で贈与することができる。ただし、相続税対策にはならないので注意が必要だ(後述)。

対策2 節税対策

〈考え方〉

相続税は、相続発生時における

被相続人の遺産の価額に対して課税される。なお、相続税には非課

図表 三つの相続対策の内容

遺産分割対策	遺言書を作成する／ 分けやすい財産を遺す／ 生命保険を活用する／生前贈与を行う
相続税対策	生前贈与を行う／建物を建築する／ 生命保険を活用する／ 養子縁組を行う
納税資金対策	物納を検討する／ 生命保険を活用する／ 生前贈与を行う

相続税(基礎控除)が設けられており、「5000万円+1000万円×法定相続人の数」までの遺産に対しては相続税は課税されない(平成27年1月1日以降の相続からは「3000万円+600万円×法定相続人の数」に引き下げられる予定)。相続税のかからない方には、相続税対策、納税資金対策は無用であるので提案しないようにしよう。

相続税が相続財産の価額に対し

て課税される以上、相続税対策は被相続人の財産を減らすことがポイントになる。

アドバイス①…生前贈与を行う
贈与税の非課税枠(基礎控除)

を活用した年間110万円以内の計画的・長期的な生前贈与は、确实で有効な節税対策になる。また、居住用不動産または居住用不動産を取得するための金銭を婚姻期間が20年以上の配偶者へ贈与する場合には、基礎控除のほかに2000万円の控除が設けられているので活用を検討したいところだ(贈与税の配偶者控除の特例)。

なお、2500万円の非課税枠がある相続時精算課税制度を活用した贈与は、相続税を計算するときには相続時の財産にその贈与財産を加算することになるので、相続税対策には向かないので注意が必要だ。

不動産を建築・賃貸して

土地と建物の評価を下げる

アドバイス②…不動産を活用する
手持ちの現預金または借入れにより建物を建築した場合、建物の

評価額は建築価額の5割程度となる。その建物を他人に賃貸した場合は、建物の評価額はそこからさらに3割減となり、土地の評価額についても2〜3割程度の評価減となる。

なお、相続税の計算上、借入金
はマイナスの財産として相続財産
から控除できる。

対策3 納税資金対策

〈考え方〉

相続税の納付は、現金で一括納付することが前提だ。相続税額を下げることは十分に気をとられ、相続税を納付する資金を準備しておかないと、大切な相続財産を処分せざるを得ないこともある。

対策①…物納を検討する

相続財産のうち不動産が多く占める場合には、その不動産そのものを納付する物納制度の活用を検討すべきだ。物納に充てることのできる不動産は、利用効率の高さ等一定の要件があるので、事前に物納に充てることができるか調べておく必要があるだろう。

アドバイス③…生命保険を活用する

被相続人が死亡したことによる死亡保険金には、非課税枠(500万円×相続人の数)が設けられている。支払われる死亡保険金はその非課税枠に達しないのであれば、その枠に達するまでの生命保険加入は節税対策となる。

被相続人死亡時に保険金を 受け取って納税資金に充当

アドバイス②…生命保険を活用する

生命保険に加入して被相続人の死亡時に保険金を受け取れるようにしておくというのも納税資金対策として有効な手段だ。

生前贈与で現預金を渡したとしても、その現預金を相続人が使ってしまう、肝心の相続税納付のときにはなくなっているということもあるだろう。その点、生命保険を活用すれば、相続税納付用の現預金を確実に準備できる。